

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金番号の附番業務がはじまった頃であり、
ハウバウの記録を一本化するという趣旨で理解して
いました。当時はまた、作業中で、このような
形で問題になるような状況にあるとは思って
いませんでした。
このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知りませんので、どのようなことか言えるかわり
ません。
しかしながら、年金番号を付けることからこのような問題
が顕在化したと思っておりますので、当時の作業そのものは
意味があったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力漏れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務量増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的事務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。過去記録整理(給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合)は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様の協力で年金記録問題が解決されることを願っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

社会保険庁 総務課長 殿

- 本アンケートは、社会保険庁の終了を控えて、意義のある企業
 と思っておりますので、協力するのに苦さかではありませんが、一失、
 アンケートに回答しない方について その氏名を公表する措置を
 加えたことは、余りにセンスが悪いのではないのでしょうか。
 気骨のある人は反撥するでしょうし、また、万一、非回答者の
 氏名を公表したことと起因して、その人が第三者から、イヤがらせ
 や テロ行為を受けるような事態が発生すれば、厚生省の
 責任は重大です。 当該文言は撤回されることを望みます。
- 本アンケート回答に関連して、私の氏名、住所、旧官職
 等の個人情報 の公開は、いっさいお断りします。

本アンケートに関し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさりお断りします。

回答票③

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に既に知られているかも知れませんが、

1. 社会保険庁における職員の教育が不十分であった。根本は人材不足である。社会保険大学校における優秀な人材の養成・登用システムが万全当初は機能していたが、その後、労組の関与によって弱体化した。等々。
2. 厚生省全体としての、企画・法令部門優先、現業部門の相対的軽視の風潮があったことの影響もあると思う。
3. 公的年金制度については、^{かつては}殆ど毎年改善が行われたが、制度の実施を担当する現業部門が、この改正の対応事務に多くの人手と予算をさかなければならなかったことも、本問題発生の一因と思う。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金制度改正は、その時々での国民生活上の要請に応じて、政府と立法府が必要と判断して行うのであるから、改正された制度への切り換え事務を現業部門が円滑に実施するために必要な人員、予算の充当を確保することもまた必要であると考える。
2. 年金記録等 日常の年金行政事務のチェックシステムが十分に機能するための予算と人員を今後とも確保されるようお願いしたい。

本アンケートに際し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の
個人情報等の公開は、いっさいお断りします。 回答票④

~~この用紙は、公表する場合があります。~~

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が戦災等によって焼失したり、水浸しになったものがあり、会社、事業所に照会して再調査したが完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。
2. 現在明らかになっているような問題については、残念ながら、平成15年頃、有名人の年金未納問題が報道された時からである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経歴に照して再調査することによって補正できると考えていた。
2. 新の退職後に明らかになったことについては、在職時には、認識していなかった。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと(特に名寄せ便)、各種の記録解明作業の更なる推進(旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認)、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示(セキュリティ・プライバシーには十分配慮の上で)を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせたの解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[REDACTED]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[REDACTED]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8) でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。[]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[] この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますが、いくつかの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避免的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が貫かれていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避免的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行う観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上 b. <input type="radio"/> 本庁課長・室長・企画官級以上 c. <input type="radio"/> 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. <input type="radio"/> 地方社会保険事務局次長又は課長 e. <input type="radio"/> 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 年金受給者の年金支給の根拠となる
 ① 見込の期間
 ② その期間の所得額又は勤続を知らせること。単に基礎となる期間を知らせても受給者は判断できない。

(2) 受給申請をしない人の訃告を知らせる。子供や肉親者はどういふ事実を承知している場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。知り、その頃新聞
報道後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控えさせていただきます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く承知していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことをみる場合、前提条件等の問題も関係すると思われるのでコメントは差し控えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中
[REDACTED]に明らかになったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制(社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など)の構築が遅れたことを反省点と考える。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が※の田舎を意味するならば、これにせよ本人の記憶の差を基に調査するのがよいと思います。既に何れも年金記録の通知に対する回答を基に調査の努力以外の所はと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※印で示された年金記録問題の75コンピュータ化されて
いた旧台帳分が別、年金徴収時は照会する仕組み
に依りてのこの説明を受けていた。 [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ化されたばかりには社会保険庁の記録と照会
先が見つからないうえと考えられるので、補償者等の記憶との
突合と端緒の時の方法が存いたため、徴収請求時の突合調
査とやむを得ないと考えた。また、当時年金徴収時前の補
償者には記録の通知を行うことを検討していたこともあ
り、この記録の通知が制約されてれば、年金徴収時より
若干の時間的な余裕をもつて照会が可能と存した。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知してはいた。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、考えられる諸方策を着実に実行すること。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 現在年金記録問題とされている事項は、近頃、問題提起されたことで承知していかれた。

2 なお、銀業機関での業務の正確、迅速、親切な対応は業務処理の基本的指針であったことは現在までと変わらぬと考えます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 身内性を持った土気の高い職場環境が必須であり、そのため、いかなる [] とも受け止めること []、随時報告も踏まえた [] に従事して職場環境の是正化に努めた。

2 今後、銀業事務組織として土気の高い職場環境の確立に努めるべきものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(Blank response area for Question 1)

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復の救済基準の大幅な緩和
 また、このような調査をするなら、今後の参事のため、
 年金記録の事故リストの処理、記録の取扱い
 について、通知で指示された通りの事務処理を
 行って、たかどうか、行われていなかったとすれば
 なぜ実行できなかったのか、当時の実態を知り、
 関係者に質してみることは真相の解明に役立つ
 のではないか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の決定請求時に、痔の保有する記録と実合し相違があれば、直すという認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時々の記録の管理が正確厳格に行われていたことが年金記録の管理の前提になるという厳格な姿勢に欠けているかたは反省の余地がある。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。